

介護保険料減免制度のご案内

新型コロナウイルス感染症への対策として減免制度があります。また、災害、失業・倒産等、その他の事情を理由として保険料のお支払いが困難なときも、介護保険料の減免が受けられる場合があります。

1. 新型コロナウイルス感染症による収入減少等でお困りの方 (新たな減免制度)

次の(1)または(2)のいずれかに該当する方について《対象保険料》の一部または全部を減免します。

- (1) 第1号被保険者が属する世帯の主たる生計維持者（世帯の中で最も収入の高い方）が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合

➡ **全部を免除**

- (2) 第1号被保険者が属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかについて、新型コロナウイルス感染症の影響により10分の3以上の減少が見込まれ、その減少が見込まれる所得以外の前年の所得の合計が400万円以下である場合

➡ **一部または全部を免除**

※ 前年、今年ともに年金収入のみで収入減少が見込まれない方は(2)の対象外です。

《対象保険料》

令和3年4月1日～令和4年3月31日に納期限が設定されている保険料

※ 既にお支払いいただいている保険料が減免となった場合は、お返しいたしません。

2. 低所得者減免（既存の減免制度）

保険料段階第7段階以下の方で、以下の「収入基準」と「資産基準」を満たす方を対象に、保険料を第1段階（公費による軽減措置前。年額35,100円）の2分の1相当額に減免する制度があります。

なお、納付済保険料は減免対象にはなりません。

| 収入基準 | | 資産基準 | |
|---------|-------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|
| 世帯の人数 | 世帯全員の年間収入見込額 | 世帯全員の金融資産 (現金、預貯金、有価証券等) の合計額 | その他 |
| 単身世帯 | 150万円以下 | 350万円以下 | 居住用の土地(200㎡以下)及び家屋以外の不動産を所有しないこと |
| 2人以上の世帯 | 150万円に、当該被保険者を除く世帯員1人につき50万円を加えた額以下 | 350万円に、当該被保険者を除く世帯員1人につき100万円を加えた額以下 | |

3. その他の減免（既存の減免制度）

災害、失業・倒産等による所得の著しい減少、その他の事情で保険料を納めることにお困りの場合などは、保険料の減免を受けられることがあります。

申請や相談をご希望の方は

- 申請は郵送でも可能です。減免制度の概要や申請の際必要な書類のご案内、申請書等は、市介護保険課のホームページに掲載しています。
お急ぎでない場合、感染拡大防止の観点から、ぜひ郵送をご検討ください。
- 申請書等の郵送や相談をご希望の場合や、ご不明な点がある場合は、お住まいの区保険年金課保険係へお問合せください。